

## 高年齢雇用継続給付の縮小

かねてより、60歳以降の雇用保険被保険者について、一定の要件を満たした場合、高年齢雇用継続給付が支給されていましたが、令和7年4月から支給額に改正が生じます。社内規定などの修正が必要となりますので、改正される部分を早めに確認しておきましょう。

～高年齢雇用継続給付の支給要件(現行)～

- ・60歳到達時の属する月から、65歳に達する日(65歳の誕生日の前日)の属する月までが対象
- ・雇用保険の被保険者期間が5年以上あること(過去に基本手当の受給をしている場合は、その受給終了から、5年以上経過している必要があります。)
- ・60歳以降の賃金が60歳到達時点の75%未満かつ支給限度額未満であること(R5.8月時点の改定時では370,452円)

上記の支給要件を満たした方に対して、以下の金額が支給されます。



～支給額(現行)～

60歳以降の賃金が60歳到達時の賃金と比較して…

- ・61%未満の場合…賃金額×15%
- ・61%以上75%未満…賃金額×(15%から一定の割合で逡減するように定められた率)
- ・75%以上…支給なし

をそれぞれ高年齢雇用継続給付として支給します。

※ただし、高年齢雇用継続給付の支給上限と下限があります。

改正後の支給額は以下の通りです。なお、現行法では在職老齢年金と高年齢雇用継続給付の併給調整という制度があるのですが、現時点ではこの制度の改正は明らかになっていません。

～支給額(改正後)～

60歳以降の賃金が60歳到達時の賃金と比較して…

- ・61%未満の場合…賃金額×10%
- ・61%以上75%未満…賃金額×(10%から一定の割合で逡減するように定められた率)
- ・75%以上…支給なし

平成25年の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の段階的な引き上げが開始され、男性については、令和8年4月から特別支給の老齢厚生年金は支給されなくなります(女性は5年遅れ)。今までは、60歳定年再雇用で給与が下がった分の補填として高年齢雇用継続給付があり、段階的に受給できる特別支給の老齢厚生年金と共に60歳以降の労働者の手取り額の維持を行っていましたが、令和7年に縮小される高年齢雇用継続給付と、令和8年に老齢厚生年金の受給年齢が一律65歳になるに備え、企業では賃金制度の改定や見直しが必要になってくるケースが多く発生することが見込まれます。

(人事労務事業部 有田一範)